

令和３年５月２６日（水） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○協議事項

◎議長挨拶

- 議題１．令和３年第２回定例会の議事運営について
- ２．議会基本条例の見直しについて
- ３．議員の住所の取扱いについて

※ 本会議における出席説明員の座席について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 皆さん、こんにちは。こういう時期ですので、座ったまま御挨拶をさせていただきたいと思います。本日は、2定を前にして大変お忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、皆さん、おそろいですので、これより会派代表者会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は、皆様方と御協議したいのが3点、そして、実は2点ほど御報告を申し上げる事項がありますので、そちらについて、後ほどまた御報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、議題に入らせていただきます。



議題1. 令和3年第2回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 まず、議題1として、令和3年第2回定例会の議事運営についてでございますが、国立市議会の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで様々な工夫をし、議会からの感染拡大防止策を図ってまいりました。現在、感染者数が少し減少方向であります。変異型ウイルスに強力な感染力があると言われており、緊急事態宣言の延長の可能性がある状況でございます。このような状況の中で、第2回定例会の議事運営につきまして、第1回定例会に準じた内容で対応したいと考え、お手元に令和3年第2回定例会の運営方法についてをお配りしてございます。日付等について、前例と同様に置き換えたものでございます。内容について、議会事務局長から御説明を願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、会派代表者会議資料No.13について簡潔に御説明させていただきます。今、議長にお話しいただいたとおり、従前の議事運営の方法に準じております。日程等も従前と同じ日にちを2定に置き換えているものでございます。

共通事項の⑩番、議案等の説明を短時間とすることを求めることについては、記載されている定例会とない定例会がございましたので、今回、記入をさせていただいております。

本会議の①番、即決議案の通告でございますけれども、財団、公社等報告を除くと括弧書きで明記させていただいております。6月1日というのは、従前のおりの日程でございます。

②財団、公社等報告の質疑は10分程度。こちらも従前と同じ10分程度とさせていただいているところでございます。

⑤最終本会議の予備日、こちらも2週間後、7月8日に設定させていただいております。

最後の常任委員会でございます。常任委員会、③の事前の通告ですけれども、こちらの6月8日も従前に倣っての日程になっているところでございます。

⑤番、報告の取扱いでございます。同様に文書報告の取扱いという形にさせていただいておりますが、第1回定例会にはなかった、新型コロナウイルス感染症に関する報告は、委員会内での報告とさせていただいているところでございます。簡単ではございますが、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○【青木健議長】 ありがとうございました。定例会の議事運営につきまして、いかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 今回初めて見たので、基本、持ち帰りさせていただきたいというのと、これ

は議会運営全体に関わることなので、1人会派も含めて調整をしていただきたいということが前提としてあります。その上で、新たに本会議の①と②が今回加わったということでよろしいでしょうか。

○【内藤議会議務局長】 これは従前といいますか、昨年の第2回定例会に②が入っておりました。①については、第1回定例会も記載がございますので、基本的に変更はないというところでございます。表記の仕方、文言等が変わっているというところは、先ほど御説明した括弧書きを入れさせていただいて明記しているというところでございます。

○【重松朋宏議員】 事前に頂いて会派内で検討していないので、ここで直接こうですということはできないんですけれども、会派内では、常任委員会の事前の通告は、デメリットのほうが多いんじゃないかという意見が大勢を占めています。基本、委員会室に入る出席説明員を絞るためのものなので、それぞれの議案で、誰の出席が必要なのかということを執行部のほうに出してもらって、各委員会では委員長を中心に調整すればよいのかなと思います。というのも、そこに出席説明員がいるのに、通告していなかったから質疑できなかったとか、あるいは委員会の審査の流れの中で疑義が深まっても、通告の中に入れていなかったら質疑がされないというようなこともありますし、あるいは事前通告となると、細くなるべく網羅するように通告してしまいがちで、当日は質疑しなくてもいいようなものであっても、通告したら質疑せざるを得ないというようなこともありますので、目的としては、出席説明員を絞ることが目的であるとすれば、通告という形ではなく、出席説明員の調整をすればよいのかなと思います。それが大きな1点です。

それから、もう一点が報告事項について文書報告の扱いとしているんですけれども、これも基本的に各委員会では対応を一任していただきたいということです。委員会によっては、議案がそんなになくて、逆に文書報告の内容のほうがかなり重要なものがあったりするんですけれども、それも文書報告となってしまうと、せっかくの委員間での意見、取扱いの機会というのがなくなってしまって、議会の行政監視機能というのがちょっと弱ってしまう部分があるかと思いますので、この点についても会派の中では文書報告でというのは問題があるというような意見があります。いずれにしても、本日初めて見たので、持ち帰った上で、1人会派も含めて、議長を中心に調整していただきたいと思っています。

○【青木健議長】 じゃ、私のほうから。まず、委員会についてですが、原則として文書報告という扱いです。ただし、ここに書いてありますように、各常任委員長に対応を一任ということになっておりますので、それに基づいて委員長が委員と相談の上、これは説明をきちんと受けたほうがいいのかという判断であるならば、それは受けられるということになっておりますので御理解を頂きたいと思います。

それと持ち帰りということなんですけど……（「ちょっとすみません、いいですか」と呼ぶ者あり）遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 ありがとうございます。これ、私見たことありまして、私も初めて会派代表者会議に出席しましたが、前の代表からしっかりとこのような同じものを見させていただいて、頭の中に入れていたつもりでありましたので、新たに出てきたものというような捉え方ではなく、今、重松議員が言われていることは、どちらかというと、今までやってきたことの中で、これはちょっと改善したほうがいいのかというような御意見だったと思います。それを承りながら、しかし、かといえ議会も迫っているところでもありますので、一からということではなく進めたほうが建設的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○【重松朋宏議員】 確かに時間の件、私も心配なところはあったんですけども、石井前議長の場合は、結構事前に次の議会はこんな感じでどうですかというような調整が各会派に、1人会派も含めて入っていたんですね。というのもあるので、会派代表者会議や議運の前に、大体この辺りであるところは石井議長ともやり取りしたこともありますし、それを経て会派代表者会議や議運に案が出てきていたということもあります。

あと、私たちの会派は、交渉団体は1人会派と組んでいますけれども、会派代表者会議の場合なので、1人会派と調整する立場にもありませんので、議会運営全体に関わるようなことについては、1人会派も含めて事前調整を願いたいということ。

○【青木健議長】 御意見は承りました。小口議員。

○【小口俊明議員】 私も意見を申し上げます。今、遠藤議員がおっしゃったことに近い内容でありますけれども、今回出てきております議長からの案は、これまでの我々国立市議会としてコロナ禍に対応する議会運営として既に行ってきたことを、今回の2定に調整をつけて表記したものと、そのように理解していますので、これについて皆さんで合意をしていって、また、コロナ禍の状況が劇的な改善を見ていない中では、これを踏襲していくという方向性が私は望ましいのだろうなと思っているところであります。

その上で、今、重松議員がおっしゃったことにつきましては、今後の議会運営の中で、コロナ禍においてもどのように議会の議論を深めていくのかということの大きな提案が示されたのかと思います。ですから、今出てきている案をそこに向けて変えていくという調整ではなくて、今後のいわゆる平たい言葉で言えば、常任委員会において通告なしに審査ができる、かつ、密を防ぐ体制をどのようにつくっていくのかということの研究をしていくというテーマなのかと思います。ですから、持ち帰りということが仮にあったとしても、それはこの案について、これまでどおりであることを確認し、今見えている方法論で特に大きな支障なくできるものであるか、その確認をした上での進め方に絞って進めていくことが妥当かと、このように考えます。

○【青木健議長】 重松議員、よろしいですか。

○【重松朋宏議員】 私が事前の会派内の意見として出ているものとして紹介した2点については、これまでも3月議会の前あたりにも石井前議長とも話したことがあるものとならないものがあるんですけども、これまでこういう特別な体制で3回——4回か。去年の6月、9月、12月、そして今年の3月で、事実上4回やってきた中で、この前の3月議会の特に委員会の在り方を見ても、かなり弊害が大きくなってきている部分だと思うので、議運のときに最終確認しなければいけないというのであっても、そこは調整していただきたいと思います。石井前議長の場合は、事前に各会派を回られてされていまして、それを受けて、私たちも主張はしましたけれども、この3月議会は従前の案のとおりでいきましょうということを会派として了承したという経緯があります。なので、この場で私も会派代表として、これでいいですとはちょっと言えない。

○【青木健議長】 分かりました。そうしますと、6月1日が議会運営委員会になります。それまでの間に決めていかなければ議運に迷惑をかけてしまいますので、重松議員、いつなら回答を頂けますか。

○【重松朋宏議員】 会派としての検討した結果は、明日の午後にでも会派としてはできます。

○【青木健議長】 そうすると、皆さん、再度この件についてお集まりを頂かなければいけないということになりますので、ここで暫時休憩をさせていただいて、日程調整させてください。



○【青木健議長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、休憩中、幾つか御意見を頂きました。5月28日15時から再度、この場にて会派代表者会議を開き、この点について決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、御異議ございました重松議員の会派のほうにつきましては、明日の午後には回答を出していただきますようお願いします。1人会派への説明については極力させていただきます。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議題1の令和3年第2回定例会の議事運営については、本日は以上とさせていただきます。



議題2. 議会基本条例の見直しについて

○【青木健議長】 続きまして、議題2の議会基本条例の見直しについてでございますが、これについては見直し、点検が、基本条例第28条に、「任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを点検し、その経過及び結果を適宜公表する」とあります。どの部分を見直していくのか、特別委員会等を立ち上げる必要があるのかどうかということについて、皆さんの御意見を承りたいと思いますが、これについても今すぐにこれこそ出せないと思いますので、お持ち帰りを頂きまして、各会派で話をしていただきたいと思います。

なお、私からの提案でございますが、2定に各議員に基本条例を再度お配りさせていただいて、点検、見直し等、ブラッシュアップ等する必要がある項目等を書き出していただく。それと、会派ごとに特別委員会の立ち上げが必要かどうか、御意見を頂戴したいと思いますので、それについていかがでしょうか。そういうことでよろしいですか。

○【重松朋宏議員】 いつまでに出す必要がありますか。

○【青木健議長】 2定中に。結論まで持っていきたいと思います。

○【高原幸雄議員】 そうすると、条例そのものを配って、そこで見直しの対象となる条文なり、内容について抽出をして、それをまとめて検討に入ると、こういう流れになりますかね。

○【青木健議長】 はい。

○【小口俊明議員】 基本条例によると、まず、点検があって、その下で点検結果が見直しという方向であれば見直していくと、そういうのが基本条例の流れかなと思っていますので、今、議長の提案のところ、皆さんの様々な御意見を集めた上で、点検という形に一度置き換えてというか、そういうステップを踏んで、それで見直しに入っていくというようなこともあり得るのかと思います。

○【重松朋宏議員】 だとすると、私のイメージでは、特別委員会を立ち上げて、そこで点検と見直しをするのかどうかというのが聞かれているのかと思ったんですけども、点検は点検で、特別委員会ではない、議長の下での書面でのものなのかどうか。やった上で、見直しのところについて特別委員会で行うのか、どこで行うのかという御提案ですね。

○【小口俊明議員】 私は、基本条例の取決めというんでしょうか、条文からすると、点検があって、そして見直しという流れだろうと、これが考え方のベースです。その中で、どういう方法論で、ある

いはどういう手順で点検をするのかというのは、まだ皆さんとの合意が得られていないので、定まったものは私も持っていません。ただ、今、議長のほうから皆さんにお配りして、皆さんに見ていただいて、そこでいろいろな問題意識が出てくるということは間違いないことだと思います。それを点検に応用していくということは、今できる範囲の中では手法の1つだろうと思いましたから、それはやってもいいのかなと思いました。それ以上に、さらにそれをベースにするのか、あるいは別の特別委員会みたいな場面をつくるのか分かりませんが、いずれかの形で点検というステップは必要だろうと、そういう考え方で先ほど申し上げました。

○【青木健議長】 私のほうからも。まず、皆さんから出していただかないことには、果たして点検も、見たけど、いいんじゃないかということになるのか。それとも実際に問題が抽出されてきて、これは見直しなのかどうかということが出てこない、今後進められないのではないかと私は思っておりますので、その内容によって、特別委員会が必要なのか、それとも議運でできる範囲なのか、あるいは会派代表者会議でやっていいのかというようなことについては協議をして決めていきたいと思っております。まず、お出しを頂くということを優先的に進めさせてもらいたいと思っております。どうでしょうか。よろしいですか。

○【重松朋宏議員】 何度もすみません。1点だけ、確認なんですけれども、点検って何を点検するのかというのが共有されていないと困るのです。条例の条文上は、議会基本条例の目的が達成されているかどうか点検するというのは、条例を点検するんじゃなくて、条例に基づいて議会活動を点検することなので、条例の条文についての点検ではなく、条例の各条文に基づいて、この2年間の議会活動がどうだったのかという点検ということだと思いますけれども、それでよろしいですか。

○【青木健議長】 それも含めてということであろうと思います。条文の見直しが必要というところがあるかもしれないです。ですから、それも含めてということになると思います。そのように御理解を頂きたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、2定が始まりましたら、条文を皆さんに配付をさせていただきまして、御意見を賜ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。



議題3. 議員の住所の取扱いについて

○【青木健議長】 続いて、3点目の議員の住所の取扱いについてであります。これは議員の公開している住所について、議員の個人情報保護の観点から、希望される場合には市役所控室を表記していくことについてということでございますが、いかがでしょうか。このことについては、議長選の所信表明のときに私も申し上げさせていただきましたけれども、とある議員が住所のところに来られてしまったりとか、電話が頻繁にかかってきたりというようなこと、そしてまた、それをもとにハラスメントに辛うじて至らなかったのか、至ったという見方もできるような事案も出ておりますので、それらを防ぐ意味からも、本人が希望される場合には市役所の控室、議会のホームページと、あと何があったかな。

○【内藤議会事務局長】 あと配布用といいますか、市民の方に配布する。

○【青木健議長】 について、そういう表記を認めていってはいかがかということの御相談でございます。いかがでしょうか。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 私は、今議長がおっしゃられた提案のとおりでいいと思います。時代の中で、また、男性でも御家族が危険に遭うとか、そういうこともあり得るかもしれませんので、それは御希

望を聞いて、そのようにすればいいのかなと思います。

○【青木健議長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○【重松朋宏議員】 私もおおむねその方向でよいと思いますけれども、住所と書いてしまうと、そこに住んでいるところと誤解されかねないので、ちょっと表記の仕方は工夫していただきたいということ。あと、たしか都議会なんかはそれぞれの都議の事務所の住所だったりもするんですけれども、控室、もしくは議員であつたり政党の個人事務所も認めていただけたらと思います。

○【高原幸雄議員】 住所に限らず、特にうちの会派で出されたのは、女性の議員の電話番号が議会報なりに入ったりしている場合に、市民だから誰でもかけられる状況になっていて、夜中に電話が来たとかという実際の事例があるものだから、議員のプライバシーという点では、どういう対応をしていくかというのは大変大事な問題だと思うんです。使用する場合というのは、どういう範疇に関わるんですかね。その辺を、一方で議員というのは公職選挙法に基づいて公に当選したということで議員であるわけで、そういう点では、なかなかその辺が難しいこともあるのかなと思うんですけれども、使用する場合というのは、範囲と言ったらおかしいけど……（「使用」と呼ぶ者あり）住所を。

○【青木健議長】 先ほど重松議員がおっしゃっていた個人事務所ですね。それについても、ここにしてほしいということであれば、私は構わないと思いますし、他市の例について、局長、分かる範囲で答えられますか。

○【内藤議会事務局長】 26市全てというところではないんですけれども、26市の中では何市かは、今お話があったいわゆる住所以外に事務所、また市議会の控室の記載を、この3点の中から御希望でしているという市がございます。（「電話番号もということですか」と呼ぶ者あり）電話番号についても同様でございます。

○【青木健議長】 いかがですか。小口議員。

○【小口俊明議員】 一旦、これ持ち帰りで、検討も必要かなと思いました。この場で申し上げられるのは、これまでの我々の常識で考えると、さっき高原議員がおっしゃったような公職選挙法に基づいて選ばれてきた公職であるということからして、これまで何ら疑問を持たず私も公表ということで来た経過はあるかと思います。しかしながら、今日的な状況を踏まえると、さっき議長がおっしゃったような場面というのは、十分今の時代にはあり得るということからして、両方の観点を持って考えると、議員に対して連絡が取れる表記というんでしょうか、そういう意味合いと考え直していくとか、捉え直していくということも必要なかと、時代に対応していくためにはということも思います。その辺のいろいろな整理もしておいたほうがよろしいかと思うので、一旦持ち帰らせていただいて、会派の意見も聞いてみたいと思います。

○【青木健議長】 そうしますと、これについても28日にお答えを頂けますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

藤江議員、いいですか。

○【藤江竜三議員】 大丈夫です。

○【青木健議長】 では、一旦持ち帰りのこととさせていただきますけれども、これは早急に対応しないといけないものがあると思いますので、これについては、28日に御意見を頂いて決めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、私のほうから報告がございます。先般、18日の臨時会において教育長を選出して

ただいたわけでございますが、実は新教育長のほうから、御家族から番地まで出ていて家が特定されるのは困るというようなお話を頂きまして、これは何とかならないですかということの御相談を受けました。ただ、御相談を頂いても、議決をしたものについてですから、これは御相談を頂いたから、はい、分かりましたということではできませんということで、市長のほうを通して正式に通知の文書が欲しいということで、その文書を頂きまして、府中市幸町まで、何丁目何番何号についてはホームページ上から削除させていただきましたので、御了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）



※ 本会議における出席説明員の座席について

○【青木健議長】 それともう一点、出席説明員についてですけれども、これは局長から言っていたほうがいいかな。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 先ほどの臨時会で同意された雨宮教育長でございますが、それに伴いまして、生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長の職がなくなりました。お手元の議席表のとおり、出席説明員の座席を変更させていただければと思っておりますので、御確認をお願いしたいと存じます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○【青木健議長】 今、説明がございましたとおりですが、この件について何かございますでしょうか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 今後も同様のことがあるかと思しますので、私としては、できたら今後も同様に番地までは公開しないほうがよいのではないかと思いますので……

○【青木健議長】 その件は終わらせていただきまして、次の件に行っています。出席説明員の座席の変更があった件を今、御説明させていただきました。

今後も、御本人の意思確認ということもあろうかと思いますが、確認をさせていただいて、そのような扱いを望まれるのであれば、そういう扱いにしていまいりたいと私自身は思っておりますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上でございます。

繰り返しますが、5月28日15時から再度、申し訳ございませんが御参集を頂きまして、第2回定例会の議事運営について、それとただいまの議員の住所の取扱いについて、お諮りをさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。



○【青木健議長】 本日は、これをもちまして、会派代表者会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時46分閉会